

議第 163 号

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例について

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯について、公の施設の見直し方針に基づき譲渡民営化するため、当該条例を廃止するもの。

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例（平成17年下呂市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯について、公の施設の見直し方針に基づき譲渡民営化するため、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

(1) 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)